



国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から調査員がおうかがいたします。



あなたの今を
日本の未来へ

今年は
「平成17年 国勢調査」
の年です。

その3

国勢調査のイメージキャラクター「センサスくん」

Q 国勢調査員はどんな人?

A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q 調査結果はどんなことに使われるの?

A 都道府県議会や市町村議会の議員数の決定、地方交付税交付金の算定基準などに用いられ、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。

今回は、平成12年国勢調査のデータの一部をご紹介します。

登録統計調査員を募集しています!

統計調査員は、国などが行う各種統計調査において調査票の配布・回収・点検を行う方です。調査実施のつど期間を定めて任命され、報酬が支払われます。市内在住の20歳以上で税務・警察・選挙等に直接関係のない方を募集しています。

その他詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 企画政策課
☎65-0670 FAX 63-4554

あなたの平成17年度の

介護保険料が確定しました

平成16年分の所得の決定を受けて、平成17年度の介護保険料が確定しました。7月中旬に「平成17年度介護保険料納入通知書」を送付しますのでご確認ください。

今後の介護保険料の納付は、次のとおりとなります。



「介護保険料納入通知書」に記載の介護保険料年額から4月にお知らせしました仮徴収額を差し引いた残りの金額を、特別徴収者は平成17年10月・12月・平成18年2月の3回に分けて年金から引かせていただきます。普通徴収者は平成17年7月・平成18年3月までの9回に分けて納付していただきます。また10月から特別徴収に変更となる方は、平成17年7月・9月分は普通徴収で、平成17年10月・12月・平成18年2月は年金から引かせていただくこととなります。

保険料は忘れずに納めましょう



口座振替をご利用ください

保険料を納め忘れないために、口座振替をお勧めします。甲賀市指定の「甲賀市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入押印し、金融機関へ提出してください。依頼書は市役所・各支所各金融機関に備え付けてあります。

介護保険料を納めないとは…

介護保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

●1年以上滞納すると
サービス費用の全額を「自己負担し、申請により後で保険給付(9割)が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を負担し、申請後も保険給付費の一部又は全部が差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。

●2年以上滞納すると

サービス費用の利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

介護福祉課

☎65-0698
FAX 63-4085